ドイツの専門医制度と家庭医興味深い発足の歴史から現在まで

じめに

日本は今から一三〇年前の一八七一年に、ドイツから医学を学ぶことになった。そして戦後アメリカの影響を受けるまでは、日本の医学はドイツ式と言われ、誰もがそれを疑わなかった。しかし、制度面に目を向けると、医師国家試験の厳格さや医師職業裁判所の存在に見られるように、日本とドイツの間には大変大きな違いがあることに気がつく。

て大きな示唆となるであろう。

・ 初期の段階から両国の間に決定的な隔たりがあり、それは現在も開いたままになっている。
だけではなく、現在の日本の進むべき道に対して大きな示唆となるであろう。

専門医制度に関連して

三つの書物でその存在を知ることになったが、帰国したあとで、一九六七年頃であった。偶然ツに専門医制度があるのを知ったのは留学から少し回り道になるかもしれないが、私がドイ

あったので、違った世界を見ている感じがした。

んでおり、そのために昨今の医療をめぐるトラめて悟った。日本人のこの体質は現在にまで及会に還元する方法までは学ばなかったことを改

日本では私立の医科大学に入学するときの寄付旨のことが書いてあったのが印象に残っている。

金の額が、うなぎのぼりに上昇していく時代で

なろうとする学生と親に」と題する案内書であ二つは学術書で、他の一冊は「これから医師に

った。

後者には医師になるまでの教育と、医師がどのような職業であるかということが解説されていて、そこに専門医制度のことも書いてあった。いて、そこに専門医制度のことも書いてあった。けて国家試験に合格しなければならないこと、けて国家試験に合格しなければならないこと、さらに何年にも及ぶ卒後教育を受けなければ一人前の医師にはなれないことが書いてあった。その中に「医師は以前と違って金儲けのできるその中に「医師は以前と違って金儲けのできるけなければならない。向学心を持ち続け、他人けなければならない。向学心を持ち続け、他人にサービスすることに喜びを感じることのできる人でないと勤まらない職業である」という趣る人でないと勤まらない職業である」という趣る人でないと勤まらない職業である」という趣る人でないと勤まらない職業である」という趣

そこで私は、戦前に大成された大先輩数人に 専門医制度の必要性がそろそろ考えられはじめ 専門医制度の必要性がそろそろ考えられはじめ 専門医制度の必要性がそろそろ考えられはじめ できた時代であったが、たまたま大学紛争が激 化しようとしていたころで、当時は専門医制度 化しようとしていたころで、当時は専門医制度 を口にすることは、紛争の火種を大きくすることになるため、誰もが専門医について考えるの を避けていた。

室での医学は学んだが、医学の発展の成果を社 一つも見出せなかった。この経験によって、日 本はドイツがら科学、技術としての医学と研究 本はドイツがら科学、技術としての医学と研究 をでの医学は学んだが、医学の発展の成果を社 必然的結果として、

自由診療だ

卒後研修期間

4 年

必要な特殊設備が使用できるようになっていな

そして専門医は、その専門的業務を行うのに

長し一般化してしまった。その の助けを受けるという傾向を助

開業医は押し退けられ、年配の けでなく、保険診療においても

さて、 よう。 話をドイツの専門医制度に戻すことにし

った。

経験ある家庭医は消滅へ追いやられることにな

ブルが噴出してきたと考えたい

ドイツの専門医制度発足の経緯

解説している。許可を頂いたので、その箇所を が、ドイツ医師会雑誌一九八七年九月三日号で を歴任されたゼヴェリング教授 Prof. Sewering 紹介することにしよう。 ついては、ドイツ医師会会長と世界医師会会長 ドイツの専門医制度が発足したときの経緯に

者は、ここに至るまでの事情を以下のように述 主題』と題する指針を決議したが、 経た上で、「専門医の認定と実際業務のための 一九二四年にドイツ医師会議は、 べている。 当時の報告 長い討議を

内科、外科、産婦人科 胃腸代謝、肺疾患、小児疾患、尿路疾患、 神経及び精神疾患、整形外科、眼科、 耳鼻咽喉科、皮膚性病科、歯一口腔一顎疾患

開業医を避けて、直接に専門医

専門医

た。この専門性は、病気の際に て各種の専門領域に分かれてき と深みを増した。その結果とし

の中頃から予想を超えた広がり

【医学は前世紀【一九世紀】

	レントケン学及び放射線電景			
51	ドイツの真	- 『門医の種類と研修期間(1924年の登品時		

そのように開業医に被害が生じたので、 開業

としての職業の尊厳性を傷つける結果となって き込んだある種の混乱を引き起こし、また医師 医+専門医』という第三の分類に属する医師群 医も一般診療の傍ら一つの専門に転じ、 しまった。 を発生させた。これはその後、一般の人をも巻 般

師たちは、一致して立法的干渉を拒絶し、営業 憂うべき可能性があったからである。そこで医 分を創り出すことを決定した。 自分たちで自由に作る身分規定により明確な身 規則の制定ではなく、その上をいくものとして、 の身分に序列化が条件づけられてしまうという ようなものが適用されたならば、その中で医師 くことは困難である。その理由は、 このような弊害は、立法手段によって取り除 営業規則

受けて試験委員会によって証明されることによ されるべきであり、専門医は数年間の特別教育を 着は職業倫理を損うものとして禁止する. の開業を行ってはならない。開業医と専門医の癒 専門医はその専門領域に限定され、家庭医として り、専門医として認定されるべきである。但し、 開業医は、家庭医として再び以前の権利に復帰

> れた。 というようなことが決定された」 進歩に合わせて改定が何度も行われている。 は内容に大した変化はみられなかったこのよう 行われたと別の書物には書いてあった。 と書いてあるように、喧喧諤諤の激しい議論が 足させるに当たっては、「長い討議を経た上で」 度を一斉に発足させた。しかし、この制度を発 年に表1に示すような十四科からなる専門医 ルタントとしての業務に限定しなければならな 選択した専門並びに診療時間、 ければならない、専門医は、原則として本人が な専門医制度だが、戦後になってから、医学の ドイツでは以上のように規定して、 そして、 家庭医としての実務を行ってはならない 専門領域の標榜は一専門科に限定さ 病院及びコンサ 一九二四 戦前に

彿とさせるのではないだろうか。 ドイツが専門医制度を発足させる前の状況を彷 現在日本が抱えている医療問題を眺めると、

かれている。

滅した専門科もあるが、

現在は多数の種類に分

ある。 はあるが、 度と同じように、 九七〇年までの過程は表2に示したとおりで ちなみに、米国の専門医制度は日本の認定制 専門の分類の仕方は米独の間で多少の違い 米国もその後、 種類の数はほぼ類似していると言え 一科目ずつ発足しているが、 専門医の種類が増えて

るであろう。

卒後研修規則 (専門匠

規則

も少しずつ改定が行わり って作られたが、その後 九九二年の大改訂に、

科別の規則とからなって ている。共通規則と専門

試験などについて詳述されているだけでなく、 共通規則部分では研修を受ける条件、 義務、 りの規則である。

いるが、細かい文字で書かれた六〇ページあま

ある。 細だけでなく、試験を行ってその評価を医師会 求められるが、担当した研修医の研修内容の詳 に常置されている試験委員会に提出する義務が であって、専門能力と人格で適格であることを れている。指導医は指導を受け持つ科の専門医 指導医となる医師の資格と責任が厳しく規定さ 指導医のリストは公表されるが、指導を

ている。 であるかパートタイムであるかを厳格に規定し れているが、EUの規則では研修がフルタイム EU理事会の卒後研修に関する指令を取り入 認められた病院を去るとその資格は消える。

また、開業医も資格を認められれば卒後研修

はかかることになる。

の指導医になれるし、開業医での半年ほどの研

ドイツ医師会雑誌によれば、研修医に支払わ

支出される。しかし、開業医が研修を担当した 修を研修過程に含めている専門科も多い。 るが、この費用も疾病金庫の負担にすべきであ ときは開業医の経営努力に頼っているようであ れる給料は、一般勤務医と同様に疾病金庫から

門れ	後よ	医 医				
米国の専門医制度が発足した年						
眼科	1917	内科	1936			
耳鼻咽喉科	1924	病理学	1936			
産婦人科	1930	麻酔科	1937			
皮膚科	1932	形成外科	1937			
小児科	1933	外科	1937			
整形外科	1934	神経外科	1940			
放射線科	1934	物療医学リハビリ	1947			
結腸直腸外科	1934	予防医学	1948			
精神神経科	1934	胸部外科	1948			
泌尿器科	1935	Family Practice	1969			
楽団の女後研修ガイドブック(1071年)から						

現在の卒後研修規則は

専門医の種類

るという意見が載っていた。

五年又は六年である。 である。研修期間は科によって異なるが、通常 スペシャルティがあるのはアメリカなどと同じ があり、その下に内分泌、胸部外科などのサブ 現在、内科、外科などからなる四一の専門科

ならない。この二年のうち一年分を六年間の中 要で、そのうち二年は六年間の外科研修にプラ また、外科は六年であるが、胸部外科のサブス 年間に付け加える形で研修しなければならな で研修できるが、少なくとも残りの一年分は六 ためには、消化器の研修を二年間行わなければ が、消化器のサブスペシャルティの資格を得る スされた形でなければならないから、合計八年 ペシャルティを取得するには、三年の研修が必 い。すなわち、少なくとも七年を必要とする。 例えば内科の専門医の研修期間は六年である

> 取得できる資格である。労働医学専門医は大企 が、労働医学的研修を一年受けることによって は、二年以上の臨床経験を持つ別の科の専門医 医は四年間の研修を必要とする。一方産業医学 医学と産業医学を例にとると、労働医学の専門 の専門医資格が確立しているものもある。 医資格と併記しなければならない。この中には スポーツ医学などにあるこの特殊領域は、専門 る。産業医学、輸血、航空医学、ホメオパシー、 かの専門医資格を所有していることが必要であ 修了した者には証明書が発行されるが、いずれ 特殊領域の研修コースが多数設けられていて、 ている。 の専門医がいない。それを補う形で産業医学の 業に勤務するが、中小企業を世話するだけの数 労働医学、輸血学などのように、類似した領域 企業における職業病や事故予防の役目に当たっ 資格を有する医師が、パートタイムの形で中小

しい。その実態を調べてみたいものである。 なかったりすると、診療報酬が支払われないら ている。特殊な検査や治療を行っても、その資 選択研修の領域や各種の検査・治療の研修によ 格を持っていなかったり、生涯研修を受けてい かし、これらの資格は標榜できないことになっ って資格が証明されるような制度を作った。 一九九二年の大改正によって、この他に自由

このようなサブスペシャルティとは異なった

独立した形の専門科とそのサブスペシャルティであったが、新しい規則では独立しは大変複雑になっている。例えば、小児外科、は大変複雑になっている。例えば、小児外科、ル臓外科は、以前は外科のサブスペシャルティであったが、新しい規則では独立した専門科となっている。

このように専門医名称は時代とともに変化するだけでなく、ドイツの場合は東西ドイツ統一後に、旧東ドイツには存在しなかった解剖学、生には、西ドイツには存在しなかった解剖学、生には、世学などもある)が残されていたりするので複雑である。

一般医学(家庭医)の専門医資格

特筆すべきことは、一九六八年に一般医学の専門医の資格を取得している。 学の専門医の資格を取得している。 学の専門医の資格を取得している。 学の専門医の資格を取得している。

格を取得しなければならなくなった。そして間に認可を受けるためには、一般医学の専門医資で、定員の枠内で開業する医師)として、新たで、定員の枠内で開業する医師)として、新たいでは、家庭医としての

今日ようやく完結に近づいている。一九六八年にスタートした制度が、三〇年後のもなく、家庭医は全部専門医になってしまうが、

裁判職業選択の自由に関連した基本法(憲法)

なった。 の内容であった。しかし、後日次に述べるよう 話などが出てきて、わけの分らない期待はずれ ていた。楽しみにしていたのであるが、裁判の 長として卒後研修のことを話されることになっ 演をされたが、前記のゼヴェリング教授は副会 副会長、事務局長の三名がそろって来日して講 を盛大に開催した。そのとき、ドイツ医師会長、 武見会長は日独医学交流百年記念のセレモニー 七一年から百年目に当たるので、日本医師会の 度は順調に発展してきたように受け取られるか な事情があったことを知り、 もしれない。しかし、大きな試練も受けている。 一九七一年は日本がドイツ医学を導入した一八 以上の記述を読まれると、ドイツの専門医制 納得できるように

的な調査を開始した。その間に医師たちは、専な危機が訪れていたのである。一九七〇年ころに二名の医師が、専門医の標榜が一科に限られに二名の医師が、専門医の標榜が一科に限られいるのは、職業選択の自由に反するという訴

う判決が下ってしまった。
しかし、複数の専門を標榜して差支えないといかというような心配もしたが、それはなかった。

でならば標榜できるという規定に改め、例つまでならば標榜できるという規定に改め、例のまでならば標榜できるという規定に改め、例のまでならば標榜できるという規定に改め、例は標榜と定め、他の専門科を標榜することを認めなかった。この難局に遭遇しても、家庭医のめなかった。この難局に遭遇しても、家庭医のめなかった。この難局に遭遇しても、家庭医のめなかった。この難局に遭遇しても、家庭医の数なかった。この難局に遭遇しても、家庭医の数なかった。この難局に遭遇しても、家庭医の数なかった。この難局に遭遇しても、家庭医の数ながった。この難局に遭遇しても、家庭医の数は混乱にしている。

一科を原則とする」というように改められた。改訂のときに表面から消え、「専門科の標榜はしかし、この変則的な規定は一九九二年の大

おわりに

以上に述べたことにより、ドイツの医師が専門医制度に取り組んできた経緯、とくに医学の成果をどのようにしたら国民に効果的に還元できるかということを真剣に考え、実践してきたことが伝わったのではないかと思うが、私たちことが伝わったのではないかと思うが、私たちれるようになりたいものである。